

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1-1

頁	現行	改正（案）	修正理由等
1-2	第1章 総則 (略) 第3節 計画の効果的推進 (略) <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u> 、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	第1章 総則 (略) 第3節 計画の効果的推進 (略) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>また、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u>	新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正 【日赤看護大】 教訓や地域特性を加味 【札幌管区气象台】 新技術活用の観点を導入【北海道】
	(略) 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定地方行政機関	(略) 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定地方行政機関	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

1-6	機 関 名	事 務 又 は 業 務	機 関 名	事 務 又 は 業 務	所 掌 事 務 の 修 正
	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	
1-10	(略)	(略)	(略)	(略)	リテラシー向上を追記【北海道】
	第 7 節 市民及び事業所の基本的責務	第 7 節 市民及び事業所の基本的責務	第 7 節 市民及び事業所の基本的責務	第 7 節 市民及び事業所の基本的責務	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	1 市民の責務	1 市民の責務	1 市民の責務	1 市民の責務	
1-10	(略)	(略)	(略)	(略)	偽情報拡散防止を追加 【放送、有識者】
	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(新設)	<u>ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u>	<u>ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u>	<u>ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u>	
1-10	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	偽情報拡散防止を追加 【放送、有識者】
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(新設)	<u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	<u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	<u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第2章 恵庭市の地勢と災害の概要	第2章 恵庭市の地勢と災害の概要																																																																																																																															
	第1節 自然条件	第1節 自然条件																																																																																																																															
2-1	1 位置及び面積 本市は、石狩平野の南端に位置し、北緯 42° 47′ <u>40″</u> から <u>43° 00′ 05″</u> 、東緯 141° 39′ <u>15″</u> から 141° 14′ <u>10″</u> の間にあり、東西 34.2 km、南北 23 kmで、面積は 294.87 km ² の広さを有している。	1 位置及び面積 本市は、石狩平野の南端に位置し、北緯 42° 47′ <u>45″</u> から <u>42° 59′ 16″</u> 、東緯 141° 39′ <u>10″</u> から 141° 14′ <u>07″</u> の間にあり、東西 34.2 km、南北 23 kmで、面積は 294.87 km ² の広さを有している。	最新の値に修正 【恵庭市】																																																																																																																														
	2 地勢 (略)	2 地勢 (略)																																																																																																																															
2-1	高丘地帯は、山林と原野で本市の概ね2分の1の面積を占め、このうち 67 km ² が自衛隊の演習場という特殊な性質を有している。 <u>西北部</u> は地味肥沃な農耕地である。	高丘地帯は、山林と原野で本市の概ね2分の1の面積を占め、このうち 67 km ² が自衛隊の演習場という特殊な性質を有している。 <u>北西部</u> は地味肥沃な農耕地である。	字句の修正 【恵庭市】																																																																																																																														
	3 気象 (略)	3 気象 (略)																																																																																																																															
2-1	なお、昭和54年から令和2年までの気温、降水量、積雪、平均風速について次の表に示す。 (新設)	なお、昭和54年（1991年）から令和2年（2020年）までの各気象要素の 平均値及び気温、降水量、積雪、平均風速について次の表のとおり。 <table><tr><th>要素</th><th>降水量 (mm)</th><th>平均気温 (℃)</th><th>日最高気温 (℃)</th><th>日最低気温 (℃)</th><th>平均風速 (m/s)</th><th>日照時間 (時間)</th><th>降雪の深さ合計 (cm)</th><th>最深積雪 (cm)</th></tr><tr><td>1月</td><td>53.1</td><td>-6.2</td><td>-1.5</td><td>-12.8</td><td>1.9</td><td>102.7</td><td>155</td><td>63</td></tr><tr><td>2月</td><td>52.7</td><td>-5.5</td><td>-0.6</td><td>-12.5</td><td>2.1</td><td>109.1</td><td>140</td><td>81</td></tr><tr><td>3月</td><td>53.5</td><td>-0.9</td><td>3.4</td><td>-6.5</td><td>2.5</td><td>151</td><td>96</td><td>70</td></tr><tr><td>4月</td><td>56.9</td><td>5.4</td><td>10.7</td><td>0.1</td><td>3.1</td><td>171.3</td><td>8</td><td>14</td></tr><tr><td>5月</td><td>82.4</td><td>11.1</td><td>16.7</td><td>5.9</td><td>2.8</td><td>179.4</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>6月</td><td>85.5</td><td>15.2</td><td>20.2</td><td>11.1</td><td>2.3</td><td>151.8</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>7月</td><td>107</td><td>19.1</td><td>23.7</td><td>15.7</td><td>2.1</td><td>135.2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>8月</td><td>153.8</td><td>20.6</td><td>25.1</td><td>16.9</td><td>1.9</td><td>143.5</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>9月</td><td>152.1</td><td>16.8</td><td>21.9</td><td>11.8</td><td>1.7</td><td>156.6</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>10月</td><td>109.1</td><td>10.2</td><td>15.7</td><td>4.4</td><td>1.8</td><td>148.6</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>11月</td><td>87.9</td><td>3.4</td><td>8.1</td><td>-1.6</td><td>2.1</td><td>111.5</td><td>19</td><td>9</td></tr><tr><td>12月</td><td>67.4</td><td>-3.5</td><td>1</td><td>-9.2</td><td>1.8</td><td>96.4</td><td>116</td><td>37</td></tr><tr><td>年</td><td>1061.3</td><td>7.2</td><td>12</td><td>2</td><td>2.2</td><td>1657.2</td><td>534</td><td>84</td></tr></table>	要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)	1月	53.1	-6.2	-1.5	-12.8	1.9	102.7	155	63	2月	52.7	-5.5	-0.6	-12.5	2.1	109.1	140	81	3月	53.5	-0.9	3.4	-6.5	2.5	151	96	70	4月	56.9	5.4	10.7	0.1	3.1	171.3	8	14	5月	82.4	11.1	16.7	5.9	2.8	179.4	0	0	6月	85.5	15.2	20.2	11.1	2.3	151.8	0	0	7月	107	19.1	23.7	15.7	2.1	135.2	0	0	8月	153.8	20.6	25.1	16.9	1.9	143.5	0	0	9月	152.1	16.8	21.9	11.8	1.7	156.6	0	0	10月	109.1	10.2	15.7	4.4	1.8	148.6	1	0	11月	87.9	3.4	8.1	-1.6	2.1	111.5	19	9	12月	67.4	-3.5	1	-9.2	1.8	96.4	116	37	年	1061.3	7.2	12	2	2.2	1657.2	534	84	平年値の追加 【札幌管区气象台】
要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)																																																																																																																									
1月	53.1	-6.2	-1.5	-12.8	1.9	102.7	155	63																																																																																																																									
2月	52.7	-5.5	-0.6	-12.5	2.1	109.1	140	81																																																																																																																									
3月	53.5	-0.9	3.4	-6.5	2.5	151	96	70																																																																																																																									
4月	56.9	5.4	10.7	0.1	3.1	171.3	8	14																																																																																																																									
5月	82.4	11.1	16.7	5.9	2.8	179.4	0	0																																																																																																																									
6月	85.5	15.2	20.2	11.1	2.3	151.8	0	0																																																																																																																									
7月	107	19.1	23.7	15.7	2.1	135.2	0	0																																																																																																																									
8月	153.8	20.6	25.1	16.9	1.9	143.5	0	0																																																																																																																									
9月	152.1	16.8	21.9	11.8	1.7	156.6	0	0																																																																																																																									
10月	109.1	10.2	15.7	4.4	1.8	148.6	1	0																																																																																																																									
11月	87.9	3.4	8.1	-1.6	2.1	111.5	19	9																																																																																																																									
12月	67.4	-3.5	1	-9.2	1.8	96.4	116	37																																																																																																																									
年	1061.3	7.2	12	2	2.2	1657.2	534	84																																																																																																																									
		表 恵庭島松の1991年から2020年までの平年値																																																																																																																															

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第2節 災害の想定	第2節 災害の想定	
2-3	1 災害の概況 本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）の被害が最も多く、以下火災、雪害、冷害、霜害がその主なものであるが、北海道の気象の特性等により、本市で発生する暴風雨災害、 <u>火災等</u> の状況は次のとおりである。	1 災害の概況 本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）の被害が最も多く、以下火災、雪害、冷害、霜害がその主なものであるが、北海道の気象の特性等により、本市で発生する暴風雨災害、 <u>融雪出水災害、雪害</u> の状況は次のとおりである。	字句の修正 【札幌管区气象台】
2-3	(1) 暴風雨災害 暴風雨災害は、発達した低気圧と台風によるものが多い。 <u>台風30年間(平成3年から令和2年)の統計</u> では、1年間に <u>平均で</u> 約25個発生し、月別に見ると7月から10月の間に多く、北海道に <u>影響</u> するものは8月、9月に多い <u>といわれている</u> 。 (略)	(1) 暴風雨災害 暴風雨災害は、発達した低気圧と台風によるものが多い。 <u>台風の平年値(1991年から2020年までの30年平均)</u> では、1年間に平均で約25個発生し、月別に見ると7月から10月の間に多く、北海道に <u>接近</u> するものは8月、9月に多い。 (略)	台風の平均値の記載に修正 【札幌管区气象台】
2-5	2 過去における異常気象の概況（昭和56年8月水害） (略)	2 過去における異常気象の概況（昭和56年8月水害） (略)	
	〔参考〕表－1 流域降 <u>水</u> 量	〔参考〕表－1 流域降 <u>雨</u> 量	字句の修正 【札幌管区气象台】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第3章 防災体制	第3章 防災体制	
	(略)	(略)	
	第2節 恵庭市災害対策本部	第2節 恵庭市災害対策本部	
	(略)	(略)	
	1 本部の組織	1 本部の組織	
	(略)	(略)	
3-4	(5) 本部長 <u>の</u> 事故あるときは、その業務を副市長、教育長、総務部長の順に代理する。	(5) 本部長 <u>に</u> 事故 <u>が</u> あるときは、その業務を副市長、教育長、総務部長の順に代理する。	字句の修正 【札幌管区气象台】
	(略)	(略)	
	第3節 防災情報等の通信体制	第3節 防災情報等の通信体制	
	(略)	(略)	
3-8	1 防災気象情報の <u>仕組み</u>	1 防災気象情報の <u>概要</u>	字句の修正 【札幌管区气象台】
	各種防災気象情報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）により、関係機関に通知され、また、報道機関を通じて一般市民にも周知されることとなっているが、恵庭市に関する防災気象情報の概要は次のとおりである。	各種防災気象情報は、気象業務法（昭和27年 <u>6月2日</u> 法律第165号）及び水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）により、関係機関に通知され、また、報道機関を通じて一般市民にも周知されることとなっているが、恵庭市に関する防災気象情報の概要は次のとおりである。	
	(1) 特別警報・警報・注意報	(1) 特別警報・警報・注意報	
	(略)	(略)	
	イ 警報	イ 警報	
3-8	大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され	大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され	気象業務法施行令

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	たときに発表される。気象警報（大雨*2、大雪、暴風、暴風雪）のほか、洪水、浸水、<u>地面現象</u>警報がある。 ウ 注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象注意報（大雨、大雪、強風、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温）のほか、洪水、浸水、<u>地面現象</u>注意報がある。 （略）	たときに発表される。気象警報（大雨*2、大雪、暴風、暴風雪）のほか、洪水、浸水、<u>土砂崩れ</u>警報がある。 ウ 注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象注意報（大雨、大雪、強風、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温）のほか、洪水、浸水、<u>土砂崩れ</u>注意報がある。 （略）	改正に伴う修正 【札幌管区气象台】
3-9	表 2 警報・注意報発表基準一覧表 令和 5 年 6 月 8 日現在発表 （略）	表 2 警報・注意報発表基準一覧表 令和 6 年 5 月 23 日現在発表 （略）	時点修正 【札幌管区气象台】
3-11	（新設）	<u>オ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係</u> 	北海道地域防災計画との整合 【札幌管区气象台】

惠庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-12

(2)

指定河川洪水予報

※ (5) へ

(略)

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(略)

3-13

(4)

水防警報

(略)

キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、空知総合振興局と札幌管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。

北海道地域防災計画との整合

【札幌管区気象台】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-14	(2) 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川という。」）について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。 恵庭市に対象区間を有する河川は、千歳川で札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table> ※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (5) 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。 恵庭市に対象区間を有する河川は千歳川で、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	字句の修正 【恵庭市】
	種 類	標 題	概 要																										
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											
種 類	標 題	概 要																											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-14	<u>注意報に含めて行われる。</u> <u>ア 札幌開発建設部が発表する場合</u> <u>イ 空知総合振興局が発表する場合</u> 北海道開発局 開発建設部 北海道 (建設部維持管理防災課) 北海道 (総務部危機対策課) 総合振興局又は振興局(危機対策室) 気象官署 総合振興局又は振興局(建設管理部) 北海道警察 自衛隊 水防上の関係機関 関係水防管理者(関係市町村長) 水防団・消防機関 北海道 (建設部維持管理防災課) 総合振興局又は振興局(建設管理部) 建設管理部出張所 北海道 (総務部危機対策課) 総合振興局又は振興局(危機対策室) 開発建設部 北海道開発局 気象官署 北海道警察 自衛隊 水防上の関係機関 関係水防管理者(関係市町村長) 水防団・消防機関	(図の削除) (図の削除)	他頁との整合 【札幌管区气象台】
------	---	-----------------------------	--------------------------------

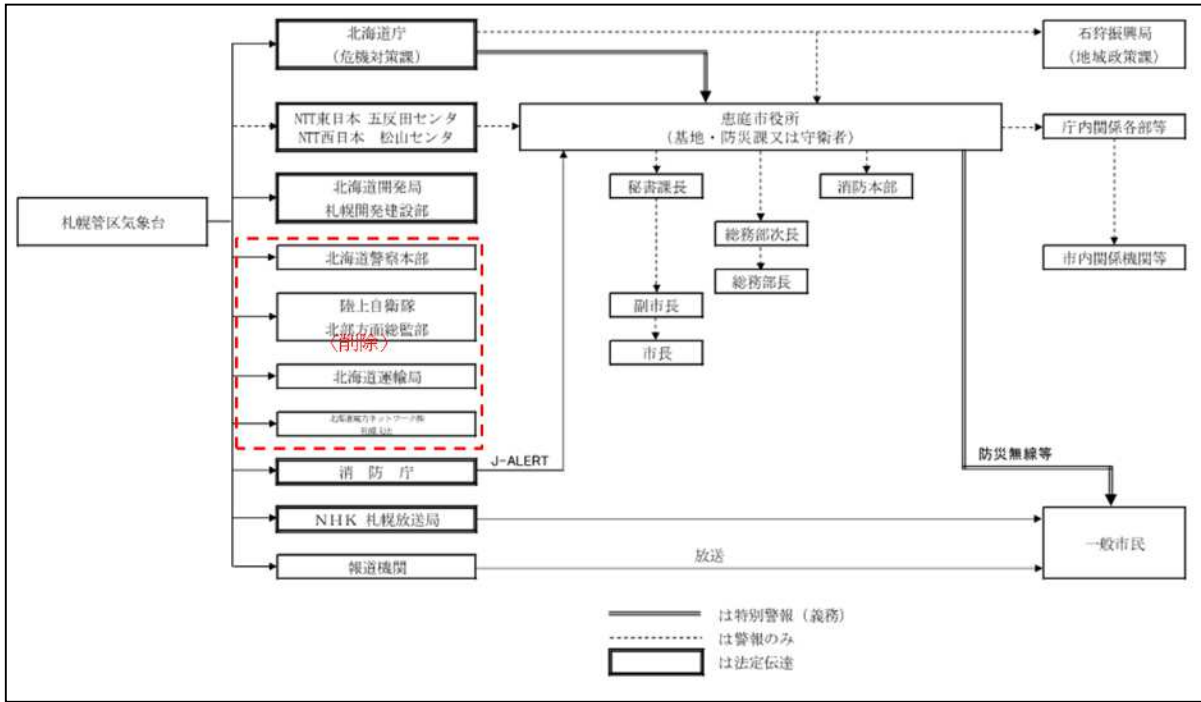
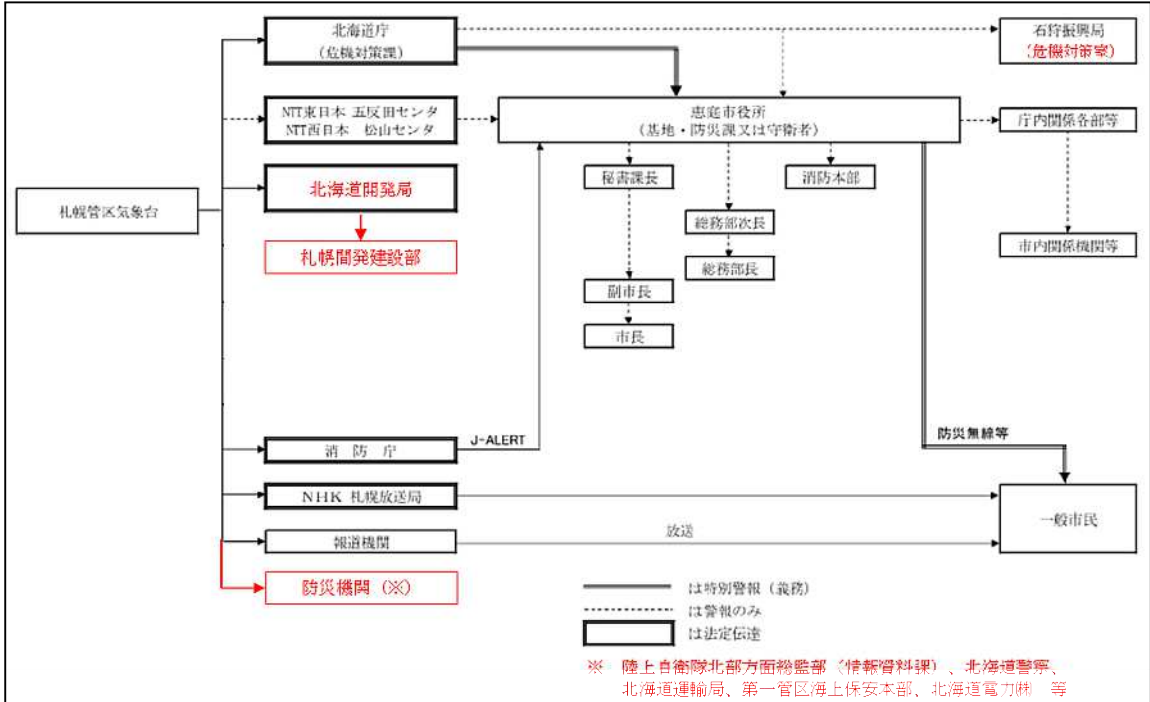
恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-15	(新設)	(6) 水防警報 水防警報指定河川についての水防警報は、札幌開発建設部または空知総合振興局が 次の基準により発表する。 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>待 機</td><td>不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>準 備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>出 動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>指 示</td><td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（定ばから水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td><td>河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>解 除</td><td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。</td><td>はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr></table> ※ 上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。 ※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	種類	内 容	発表基準	待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（定ばから水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	恵庭市水防計画の基準に統一 【札幌管区气象台】
種類	内 容	発表基準																			
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。																			
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。																			
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。																			
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（定ばから水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。																			
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																			
3-15	(新設)	(7) 火災気象通報 火災気象通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道 に通報する。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報し、市町村長は、この通報を 受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関 する警報を発することができる。 火災気象通報の発表基準は、札幌管区气象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風 注意報」の基準と同一とする。	北海道地域防災計画に倣い修正 【札幌管区气象台】																		

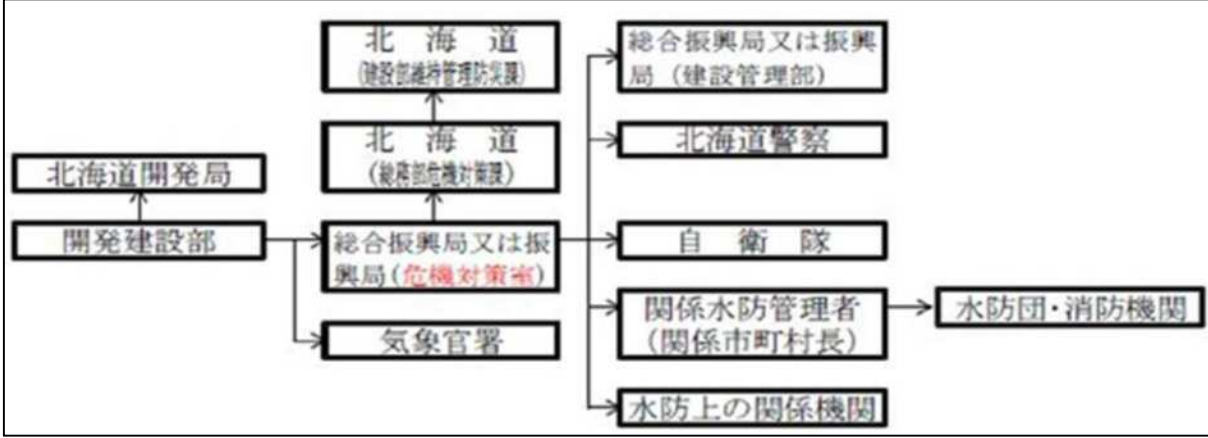
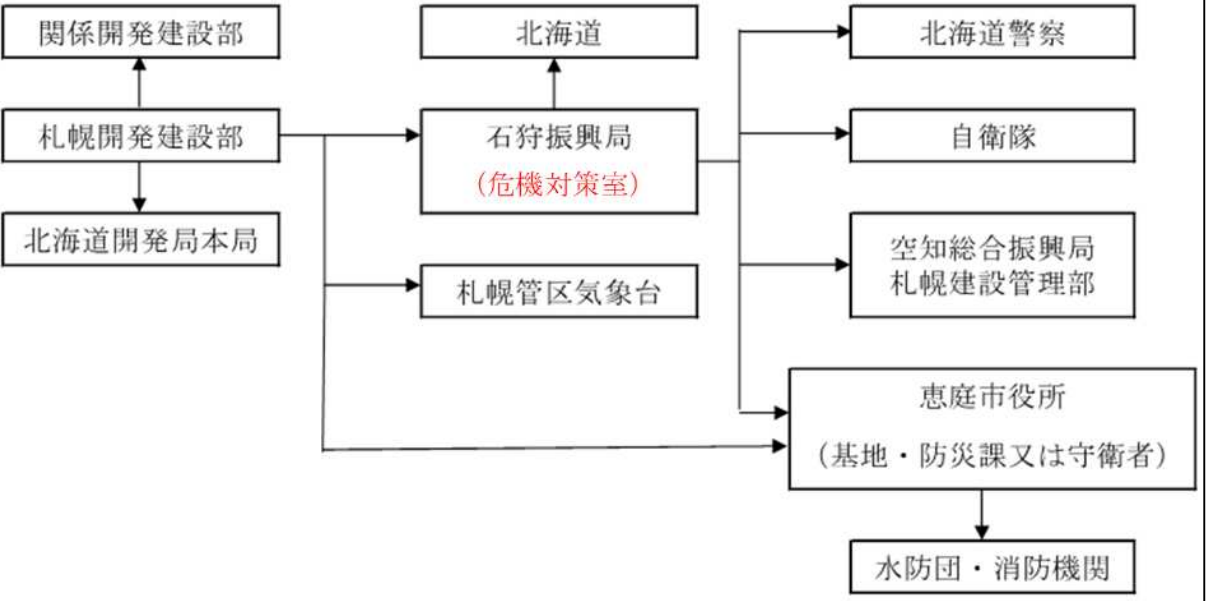
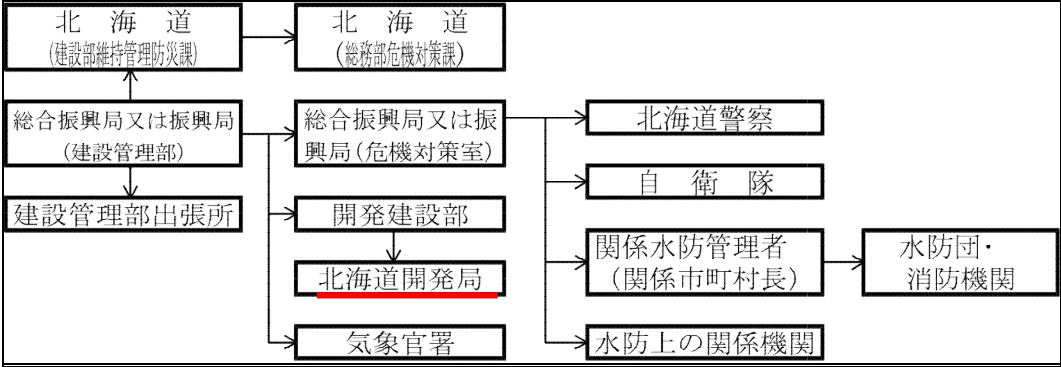
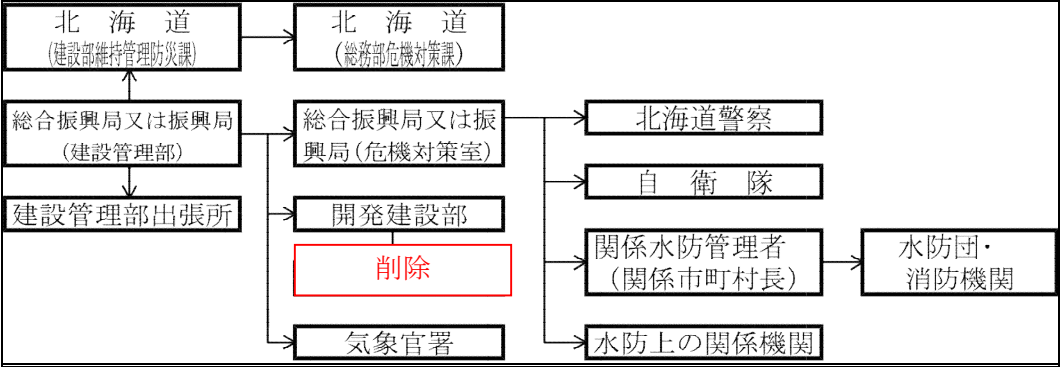
恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
	(5) 気象情報	(8) 気象情報等	
	(略)	(略)	
3-15	イ 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って <u>予告的に</u> 注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意 <u>を補完的に</u> 解説する場合等に発表 <u>す</u> る情報。	イ 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表 <u>され</u> る情報。	字句の修正 【札幌管区气象台】
3-16	ウ 台風に関する気象情報 <u>北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。</u> 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表 <u>す</u> る情報。	ウ 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表 <u>され</u> る情報。	字句の修正 【札幌管区气象台】
	(略)	(略)	
3-16	<u>オ 土砂災害警戒情報</u> <u>※ (4) へ</u> <u>カ</u> 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表 <u>す</u> る情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻	<u>オ</u> 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表 <u>され</u> る情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜	字句の修正 【札幌管区气象台】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-17	の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>発表する</u>。 (略) <u>キ 火災気象通報</u> <u>※ (7) へ</u> (略) 2 防災気象情報の伝達系統 (略) (1) 特別警報・警報・注意報 	の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が<u>発表される</u>。 (略) 2 防災気象情報の伝達系統 (略) (1) 特別警報・警報・注意報 	伝達系統図の修正 【札幌管区気象台】
------	---	---	----------------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-17	(2) 水防警報 ア 札幌開発建設部が発表する場合  (略)	(2) 水防警報 ア 札幌開発建設部が発表する場合  (略)	現況に即した修正
3-18	イ <u>空知総合振興局</u>が発表する場合  (略)	イ <u>知事</u>が発表する場合  (略)	現況に即した修正

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-18	(3) 指定河川洪水予報 北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合	(3) 指定河川洪水予報 北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合	現況に即した修正
-----------------	---	---	---------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-18 イ 北海道と札幌管区気象台等が共同で発表する場合

イ 北海道と札幌管区気象台等が共同で発表する場合

現況に即した修正

The flowchart illustrates the disaster response procedures for flooding in Hokkaido and the Sapporo District Meteorological Office. It shows the flow of information and actions from the Sapporo District Meteorological Office and the Hokkaido Development Bureau to various disaster response organizations and the general public.

Legend:

- Double-lined box: Organizations designated as flood forecast notification targets under the Meteorological Business Act.
- Dashed arrow: Broadcast.

Flowchart Details:

- Input Organizations (Left):** Sapporo District Meteorological Office, Hokkaido Development Bureau, and the Disaster Response Construction Department (関係開発建設部).
- Central Flow:**
 - The Sapporo District Meteorological Office and the Disaster Response Construction Department provide information to the **Disaster Response Organization (※2)**.
 - The **Disaster Response Organization (※2)** is the **Hokkaido Construction Department Disaster Response Section (北海道建設部維持管理防災課)**.
 - The **Disaster Response Organization (※2)** provides information to the **Hokkaido Disaster Response Section (北海道総務部危機対策課)**.
 - The **Hokkaido Disaster Response Section** provides information to the **Comprehensive Revitalization Agency or Disaster Response Room (総合振興局又は危機対策室)** via a **Disaster Response Report (対策通報)**.
 - The **Comprehensive Revitalization Agency or Disaster Response Room** provides information to the **Comprehensive Revitalization Agency or Revitalization Bureau (建設管理部)**.
 - The **Comprehensive Revitalization Agency or Revitalization Bureau** provides information to the **Relationship Water Defense Manager (関係水防管理者)**.
 - The **Relationship Water Defense Manager** provides information to the **Water Defense and Fire Defense Organization (水防団・消防機関)**.
 - The **Relationship Water Defense Manager** also provides information to the **General Public (一般住民)**.
- Other Organizations:**
 - The **Disaster Response Organization (※2)** provides information to the **Fire Department (消防庁)**.
 - The **Fire Department** provides information to the **Relationship Water Defense Manager**.
 - The **Relationship Water Defense Manager** provides information to the **General Public (一般住民)**.
 - The **Relationship Water Defense Manager** provides information to the **General Public (一般住民)** via **NTT East Japan (※3)** and **NTT West Japan**.
 - The **Relationship Water Defense Manager** provides information to the **General Public (一般住民)** via **NHK Broadcasting Station** and **Reporting Organization (報道機関)**.

(図の削除)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害予防計画 (略) 第1節 防災教育及び訓練計画 (略) 1 防災教育 (略) (2) 配慮すべき事項 (略) 4-2 イ <u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者</u>に十分配慮し、地域において<u>避難行動要支援者</u>を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 (略) 4-3 (6) 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。 (略) 第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)	第4章 災害予防計画 (略) 第1節 防災教育及び訓練計画 (略) 1 防災教育 (略) (2) 配慮すべき事項 (略) イ <u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u> (略) (6) 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、<u>火山防災の日</u>、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。 (略) 第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)	男女共同参画の観点を明記【とちち防災マスターネットワーク】 「火山防災の日」の制定に伴う修正【札幌管区气象台】
--	---	--	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-6	1 食料その他の物資の確保 (略) (2)市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量<u>(住民持参分を除く)</u>を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 (新設) [備蓄品の例] 食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水・・・ペットボトル水 生活必需品・・・毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品・・・マスク、消毒液 燃料・・・ガソリン、灯油 その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、	1 食料その他の物資の確保 (略) (2)市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項にも留意しながら</u>概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>ア 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>イ アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u> <u>ウ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> <u>エ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u> [備蓄品の例] 食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水・・・ペットボトル水 生活必需品・・・毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品・・・マスク、消毒液 燃料・・・ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ<u>(電源不要なもの)</u>、	備蓄にあたり留意すべき事項等を修正 滞在人口の多い時間帯の発災 【報道有識者】 アレルギー対応食等への配慮 【気象予報士】 【日赤看護大】 孤立を想定した備蓄 【報道、有識者】 採暖に必要な備蓄等【陸自北部方面総監部】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	パーティション、ブルーシート、土のう袋 (略) 第3節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 1 基本的な考え方 (略)	段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u> (略) 第3節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 1 基本的な考え方 (略)	
4-8	また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて応援計画や受援計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める<u>ものとする。</u>	また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて応援計画や受援計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める<u>とともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-8	2 相互応援（受援）体制の整備	2 相互応援（受援）体制の整備	防災基本計画修正 を踏まえた修正 【北海道】
	(1) 恵庭市 ア 道や他の市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ <u>災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制の確保に努めるものとする。</u>	ア 道や他の市町村への応援要求 <u>又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、</u></u> あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、 <u>必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</u>	
4-9	(略)	(略)	本州等からの受援 は課題がある旨の 修正【北ガス】
	(2) 北海道 ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。	ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 <u>その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮する必要がある。</u>	
	(略)	(略)	
	第4節 自主防災組織の育成等に関する計画	第4節 自主防災組織の育成等に関する計画	
	(略)	(略)	
	2 自主防災組織の活動	2 自主防災組織の活動	
	(1) 平常時の活動	(1) 平常時の活動	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-11	(略)	(略)	訓練の例示を追加 【日赤看護大】
	エ 防災訓練の実施 (略) (新設) (エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (オ) 図上訓練 地域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。 (カ) 避難所訓練 発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日頃から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。 (略) 第５節 避難体制整備計画 (略)	エ 防災訓練の実施 (略) (エ) 避難所開設・運営訓練 <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u> (オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (カ) 図上訓練 地域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。 (キ) 避難所訓練 発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日頃から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。 (略) 第５節 避難体制整備計画 (略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-13	1 避難場所の確保及び標識の設置 (略) (新設)	1 避難場所の確保及び標識の設置 (略) <u>(4) 市及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>(5) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>(6) 道は、広域避難や広域一時滞在（２次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。市と道は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u>	観光客の避難等の体制構築に係る修正【北海道】 冬期の避難体制構築を明記 【日赤看護大】 広域避難の具体的な手順等を定める 【北海道】
	2 避難場所の確保及び管理 (略) (新設)	2 避難場所の確保及び管理 (略) <u>(7) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>(8) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、</u>	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		<u>あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、</u> <u>車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに</u> <u>当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努</u> <u>めるものとする。</u>	
	(略)	(略)	
4-15	4 市の避難対策 市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。 また、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配付 <u>又は回覧</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	4 市の避難対策 市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。 また、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ、<u>Web ハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配付・<u>周知等</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	Web ハザードマップを明記 【日赤看護大】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-15	(1) 市の避難対策 市は、次の事項に留意し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 (略)	(1) 市の避難対策 市は、次の事項に留意し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u> (略)	昼夜間人口の差異に留意することを追記【気象予報士】
	イ 避難場所の名称、所在地、対象地区<u>及び対象人口</u> (略) オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保 (オ) 負傷者に対する応急救護 (カ) 初動対応に必要なマニュアルや資機材の整備 (新設) (略)	イ 避難場所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u> (略) オ 避難場所の開設<u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保 (オ) 負傷者に対する応急救護 (カ) 初動対応に必要なマニュアルや資機材の整備 (キ) <u>上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u> (略)	
4-16	(略)	(略)	家庭動物受入れ体制の整備【北海道】 尊厳が保たれるよう配慮 【日赤看護大】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	キ 避難に関する広報 (略) (新設)	キ 避難に関する広報 (略)	
4-16	(ウ) 避難誘導者による現地広報 (エ) 自主防災組織及び住民組織を通じた広報 (オ) メール配信による周知 (カ) 防災文字情報システム搭載自動販売機 (キ) 地域コミュニティFM (略)	<u>(ウ) SNS を活用した周知</u> (エ) 避難誘導者による現地広報 (オ) 自主防災組織及び住民組織を通じた広報 (カ) メール配信による周知 (キ) 防災文字情報システム搭載自動販売機 (ク) 地域コミュニティFM (略)	広報ツールの追加 【日赤看護大】
4-16	(3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時に被災者支援システム等を活用し、避難状況を把握することも検討する。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め</u>印刷の	(3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、</u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムの整備を検討する。システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把</u>	能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正 【北海道・気象予報士】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-17	上、各避難所に保管することが望ましいが、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	<u>握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ</u> 印刷の上、各避難所に保管することが望ましいが、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	防災基本計画修正に伴う修正【北海道】
	(新設)	<u>(4) 避難所運営</u> <u>避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u>	
4-23	(略)	(略)	避難情報伝達や広報等の充実について追記【気象予報士、報道・有識者】
	第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 4 外国人に対する対策 (略)	第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 4 外国人に対する対策 (略)	
4-23	(1) 多言語・やさしい日本語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置	(1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u> 、多言語・やさしい日本語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 <u>及びピクトグラム化</u> (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (3) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置 (4) (5)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第7節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)	第7節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)	
4-24	1 <u>高齢者、障がい者等の避難行動要支援者</u> にも配慮したわかりやすい情報伝達と、 <u>避難行動要支援者</u> 、災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	1 <u>要配慮者</u> にも配慮したわかりやすい情報伝達と、 <u>要配慮者</u> や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 <u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u>	通信手段の追記 【総合通信局】
4-24	2 災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。 特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話等の無線通信システムも含め、 <u>避難行動要支援者</u> にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。	2 災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、 <u>非常用電源の確保</u> に努めるものとする。 特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、 <u>衛星携帯電話、衛星インターネット</u> 等の無線通信システムも含め、 <u>要配慮者</u> にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。	非常用電源確保を 明記【総合通信局、 北海道】
4-25	(略) (新設) (略)	(略) <u>7 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u> (略)	通信手段の追記 【総合通信局】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-38	第 1 5 節 土砂災害予防計画 (略) 2 予防対策 (略) (2) 恵庭市 (略) オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等に発令することを基本とする。 (略) 3 形態別予防計画 (略) (2) 恵庭市	第 1 5 節 土砂災害予防計画 (略) 2 予防対策 (略) (2) 恵庭市 (略) オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 (略) 3 形態別予防計画 (略) (2) 恵庭市	国通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正【北海道】
	4-39 市は、<u>危険区域</u>の市民に対し、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や、市民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。	<u>住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、恵庭市地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u> 市は、<u>土砂災害警戒区域等</u>の市民に対し、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略) 4 土砂災害警戒情報の伝達 (略) なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。 札幌管区气象台 空知総合振興局 (札幌建設管理部) 北海道庁 (危機対策課) 北海道開発局 札幌開発建設部 陸上自衛隊 北部方面総監部 北海道警察本部 北海道運輸局 北海道電力札幌支店 NHK 札幌放送局 報道機関 石狩振興局 恵庭市役所 (基地・防災課又は守衛者) 消防本部 一般市民 放送	湧水、噴水、濁り水)の報告や、市民自身による防災措置(異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図るものとする。	
4-39	(略) 4 土砂災害警戒情報の伝達 (略) なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は3-19ページのとおりである。		伝達系統図の削除 【札幌管区气象台】
	5 土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について (略) (1) 避難情報発表の基準 がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われている。また、<u>気象庁より大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては</u>土砂災害警戒情報が発表<u>される</u>こととなっている。以上のことから避難情報の<u>発表</u>を行う時期については、下表のとおり	5 土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について (略) (1) 避難情報発表の基準 がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われている。また、<u>大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と北海道が共同で</u>土砂災害警戒情報を<u>発表する</u>こととなっている。以上のことから避難情報の<u>発令</u>を行う時期については、下	字句修正 【札幌管区气象台】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-40	とする。 なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の<u>発表</u>を行うものとする。 【避難情報<u>発表</u>の基準】 <table><tr><th>避難情報</th><th>概 要 基 準</th></tr><tr><td>[警戒レベル5] 緊急安全確保</td><td>1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合</td></tr><tr><td>[警戒レベル4]避難指示</td><td>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合</td></tr><tr><td>[警戒レベル3] 高齢者等避難</td><td>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td></tr></table> （略） 第16節 積雪・寒冷対策計画 （略） 1 積雪対策の推進 （略）	避難情報	概 要 基 準	[警戒レベル5] 緊急安全確保	1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合	[警戒レベル4]避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合	[警戒レベル3] 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	表のとおりとする。 なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の<u>発令</u>を行うものとする。 【避難情報<u>の発令</u>基準】 <table><tr><th>避難情報</th><th>基 準</th></tr><tr><td>[警戒レベル5] 緊急安全確保</td><td>1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合</td></tr><tr><td>[警戒レベル4]避難指示</td><td>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合</td></tr><tr><td>[警戒レベル3] 高齢者等避難</td><td>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td></tr></table> （略） 第16節 積雪・寒冷対策計画 （略） 1 積雪対策の推進 （略）	避難情報	基 準	[警戒レベル5] 緊急安全確保	1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合	[警戒レベル4]避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合	[警戒レベル3] 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	字句修正 【札幌管区气象台】
避難情報	概 要 基 準																		
[警戒レベル5] 緊急安全確保	1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合																		
[警戒レベル4]避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合																		
[警戒レベル3] 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合																		
避難情報	基 準																		
[警戒レベル5] 緊急安全確保	1 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル5に相当 2 土砂災害の発生が確認された場合																		
[警戒レベル4]避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発表された場合																		
[警戒レベル3] 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合																		
4-41	（新設）	（1）<u>恵庭市</u> <u>積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、</u> <u>所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。</u>	積雪寒冷を想定した備えを追記 【北海道】																

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		<u>ア 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。</u>	
		<u>イ 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備</u>	
		<u>置</u>	
	(略)	(略)	
	4 寒冷対策の推進	4 寒冷対策の推進	
	(略)	(略)	
	(3)収容避難所対策	(3)収容避難所対策	
4-42	市は、収容避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。	市は、収容避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、 <u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u> 、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。	寒冷対策を追記 【日赤看護大】
	また、道と連携し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な収容避難所の確保に努める。	また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。	
	なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	
	(略)	<u>市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u>	
		(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第5章 災害応急対策計画 (略) 第4節 動員計画 (略) 2 動員の伝達系統 (2) 勤務時間外、休日等における本部各班への伝達 ア 守衛者は、次の情報を受けた場合は直ちに本部班長（基地・防災課長）に連絡するものとする。 5-11 (ア) 気象警報等が石狩振興局及び東日本電信電話株式会社仙台センターから通報された場合 (略) 第5節 災害広報計画 (略) 1 市の広報 5-14 市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてコミュニティFMやボランティア団体、NPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提	第5章 災害応急対策計画 (略) 第4節 動員計画 (略) 2 動員の伝達系統 (2) 勤務時間外、休日等における本部各班への伝達 ア 守衛者は、次の情報を受けた場合は直ちに本部班長（基地・防災課長）に連絡するものとする。 (ア) 気象警報等の通報を受けた場合 (略) 第5節 災害広報計画 (略) 1 市の広報 市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等についてコミュニティFMやボランティア団体、NPO等とも連携を図りながら、正確かつき	字句修正 【札幌管区気象台】 要配慮者等に必要な情報を広報する必要 【日赤看護大】
--	--	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	供する。 (略) 第6節 避難対策計画 (略) 6 避難場所の指定 (略) (1)収容避難所の確保 (略)	め細やかな情報を適切に提供する。 (略) 第6節 避難対策計画 (略) 6 避難場所の指定 (略) (1)収容避難所の確保 (略)	
5-23	イ 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 (略) (3)収容避難所の管理運営 (略)	イ 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u> (略) (3)収容避難所の管理運営 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】
5-24	ウ 市は、 <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際に、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所に関与できるように配慮するよう努めるものとする。なお</u> 、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。	ウ 市は、 <u>収容避難所の運営管理に際しては</u> 、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。	文言の適正化【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
5-24	オ 市は、収容避難所ごとに <u>そこに収容さ</u> れている避難者に係る情報 <u>の早期把握</u> 及び収容避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報 <u>の把握</u> に努めるものとする。	オ 市は、収容避難所ごとに <u>受け入</u> れている避難者に係る情報及び収容避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報 <u>を早期に把握するとともに、やむを得ず収容避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握</u> に努めるものとする。 <u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】
5-25	カ 市は、収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、 <u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u> とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	カ 市は、 <u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u> 、収容避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保 <u>及び福祉的な支援の充実</u> のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、 <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u> とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	尊厳が保たれるよう配慮【日赤看護大】 防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】
5-25	(略) (新設)	(略) <u>ク 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。なお、道は、市</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	<u>ク</u> 市及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。 <u>ケ</u> 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。 <u>コ</u> 市及び北海道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、収容避難所の早期解消に努めることを基本とする。 <u>サ</u> 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。	<u>に対する助言・支援に努めるものとする。</u> <u>ケ</u> 市及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。 <u>コ</u> 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。 <u>サ</u> 市及び北海道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、収容避難所の早期解消に努めることを基本とする。 <u>シ</u> 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。	
--	--	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-29	<u>シ</u> 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。	<u>ス</u> 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。	
	<u>セ</u> 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) 10 広域一時滞在 (略) (新設)	<u>セ</u> 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) 10 広域一時滞在 (略) <u>(4) 関係機関の連携</u> <u>ア 市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>・ 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>・ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u>	

国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		・ <u>バスなど被災者の移送手段の確保</u> ・ <u>広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> ・ <u>被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> ・ <u>施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> ・ <u>広域一時滞在先での継続的な支援</u> <u>イ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり</u> <u>あい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確</u> <u>な情報を提供できるように努めるものとする。</u>	
	(略)	(略)	
	11 被災者の受け入れ及び生活環境の整備	11 被災者の受け入れ及び生活環境の整備	
	(略)	(略)	
5-30	災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与 <u>及び</u> 避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、 <u>市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ</u> 、速やかな指定避難所の供与、 <u>避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実</u> に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 <u>また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
	第 7 節 救助救出計画	第 7 節 救助救出計画	
	(略)	(略)	
	1 実施責任	1 実施責任	
	(略)	(略)	
5-31	(2) 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。	(2) 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 <u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。	要救助者に関する 情報集約、調整等 の役割を明記 【陸自北部方面総 監部】
	(略)	(略)	
	第 9 節 交通応急対策計画	第 9 節 交通応急対策計画	
	(略)	(略)	
5-35	1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓	1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓	道路啓開における インフラ事業者と の連携を追記

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	開については、北海道道路啓開計画【第 2 版】（令和 4 年 12 月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。	開については、北海道道路啓開計画【第 2 版】（令和 4 年 12 月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。	【北海道】
		<u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	
	(略)	(略)	
	第 1 2 節 給水計画	第 1 2 節 給水計画	
	(略)	(略)	
	3 応援の要請	3 応援の要請	
	(1) 恵庭市	(1) 恵庭市	
5-48	市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、「災害時における飲料水及び消火用水の供給に関する協定」に基づき、サッポロビール㈱北海道工場へ飲料水の供給を要請するものとする。	市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、「災害時における飲料水及び消火用水の供給に関する協定」に基づき、サッポロビール㈱北海道工場へ飲料水の供給を要請するものとする。	民間事業者等との協定締結を追記 【北海道開発局】
	また、災害の規模等によっては、他市町村又は道に対しても飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。	また、災害の規模等によっては、他市町村又は道、 <u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等</u> に対しても飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。	
	(略)	(略)	
	第 1 5 節 石油類燃料供給計画	第 1 5 節 石油類燃料供給計画	
	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-54	1 実施責任 (略) (2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、<u>災害時に</u>優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。	1 実施責任 (略) (2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設<u>又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材</u>（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う<u>とともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u>	要請対象の明確化 【北海道】
	(略) 2 石油類燃料の確保 (略) (2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、<u>物資確保のための</u>協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づ<u>き</u>、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。 (略)	(略) 2 石油類燃料の確保 (略) (2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく<u>協力要請により</u>、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。 (略)	
	5-55 (新設)	<u>(3) 緊急車両等への優先給油の実施について、道が発災後に中核 S S において優先</u>	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		<u>給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</u> <u>・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u> <u>・規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u> <u>・道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車</u> <u>・自衛隊車両</u> <u>・優先給油対象車両証明書を提示した車両</u> <u>・その他、知事が必要と認めた車両</u>	給油対象車両を明記【北海道】
5-55	3 平常時の取組 道は、重要施設<u>の</u>燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。 また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。 (略) 第 1 6 節 電力施設災害応急計画	3 平常時の取組 道は、重要施設<u>等に係る</u>燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設<u>等</u>管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。 また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等<u>管理者</u>に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う<u>とともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。</u> (略) 第 1 6 節 電力施設災害応急計画	文言修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
	2 応急対策	2 応急対策	
	(1) 北海道電力(株)	(1) 北海道電力(株)	
	(略)	(略)	
5-56	オ 要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。 なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（振興局長）に要請するものとする。	オ 要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。 <u>また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請するものとする。</u> なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事（総合振興局長又は振興局長）に要請するものとする。	他電力会社の応援を追記【北海道電力(株)】
5-57	カ 資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力各社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について <u>応援</u> を求めるものとする。	カ 資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保 <u>及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所</u> について <u>協力</u> を求めるものとする。	他電力会社の応援を追記【北海道電力(株)】
	(略)	(略)	
	第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画	第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画	
	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-60	1 基本方針	1 基本方針	国の防災基本計画の修正を反映、災害薬事コーディネーターの位置付けを明記 【北海道薬剤師会】【北海道】
	(略)	(略)	
	(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。	(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。	
	(略)	(略)	
	オ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター <u>を活用する</u> ものとする。	オ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、 <u>災害支援ナース</u> 、日本薬剤師会、日本看護協会、 <u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u> 、 <u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u> 、民間医療機関等からの医療チーム派遣 <u>や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u> 、 <u>保健師</u> 等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター <u>や災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行う</u> ものとする。	
	(略)	(略)	
	2 医療救護活動の実施	2 医療救護活動の実施	
	(略)	(略)	
	(4) 協力機関等	(4) 協力機関等	
	(略)	(略)	
	コ 北海道看護協会	コ 北海道看護協会	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-63	道の要請に基づき、看護職を派遣し、<u>災害支援ナース等</u>看護職医療救護活動を行う。 (略) 第23節 住宅対策計画 (略) 3 応急仮設住宅	道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 (略) 第23節 住宅対策計画 (略) 3 応急仮設住宅	制度改正に伴う修正【北海道】
5-78	(新設) (1) 入居対象者 原則として、いずれかの条件に該当していなければならない。 ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者 (2) 入居者の選定 ア 生活能力が低く、かつ住居の必要度の高いものより順次選ぶものとする。 イ 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。	(1) <u>応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>ア 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>イ 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u> (2) 入居対象者 原則として、いずれかの条件に該当していなければならない。 ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者 (3) 入居者の選定 ア 生活能力が低く、かつ住居の必要度の高いものより順次選ぶものとする。 イ 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。	ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を追記【北海道】【日赤看護大】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-93	<u>(3) 応急仮設住宅の建設</u> <u>原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。</u> (略)	(略)	無人航空機の位置づけ及びそれに伴う活動内容等の整理【北海道】
	第30節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画 災害時における<u>ヘリコプター等</u>の活用については、本計画の定めるところによる。 1 基本方針 災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等を活用した</u>災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。 2 <u>ヘリコプター等</u>の活動内容 (略) (4) その他 <u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合 3 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動等 (1) 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市の要請により、災害応急対策等の活動を行う。	第30節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本計画の定めるところによる。 1 基本方針 災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等の</u>災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。 2 <u>航空機</u>の活動内容 (略) (4) その他 <u>航空機</u>の活用が有効と認める場合 3 <u>航空機</u>保有機関の活動等 (1) 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市の要請により、災害応急対策等の活動を行う。	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-93	災害が大規模で、所管<u>ヘリコプター</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第3 2 節「広域応援要請計画」により、他都府県及び他の市町村への<u>ヘリコプター</u>の応援要請などを行う。 (略) (新設)	災害が大規模で、所管<u>航空機</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第3 2 節「広域応援要請計画」により、他都府県及び他の市町村への<u>航空機</u>の応援要請などを行う。 (略) <u>4 無人航空機の活動等</u> <u>防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。</u>	無人航空機の運航調整について追記【北海道】
5-94	<u>4 ヘリコプター等</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、第一管区海上保安本部、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>ヘリコプター等</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。	<u>5 航空機及び無人航空機</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、第一管区海上保安本部、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機<u>及びドローン等の無人航空機</u>被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、<u>ヘリコプター等の航空機については</u>、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>航空機</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。 <u>また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため 、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公</u>	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	
	<u>5</u> 市の対応等 (略)	<u>6</u> 市の対応等 (略)	
5-94	(2) 要請方法 知事（危機対策 <u>室</u> 危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより別記第45号様式「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出するものとする。 (略)	(2) 要請方法 知事（危機対策 <u>局</u> 危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより別記第45号様式「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出するものとする。 (略)	字句修正 【札幌管区气象台】
5-94	(3) 要請先 北海道総務部危機対策 <u>室</u> 危機対策課防災航空室 (略)	(3) 要請先 北海道総務部危機対策 <u>局</u> 危機対策課防災航空室 (略)	字句修正 【札幌管区气象台】
	(5) 緊急患者の緊急搬送手続等 (略)	(5) 緊急患者の緊急搬送手続等 (略)	
	イ 救急患者の緊急搬送手続き	イ 救急患者の緊急搬送手続き	
5-95	(7) 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策 <u>室</u> 危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後石狩振興局及び千歳警察署にその旨を連絡するものとする。 (略)	(7) 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策 <u>局</u> 危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後石狩振興局及び千歳警察署にその旨を連絡するものとする。 (略)	字句修正 【札幌管区气象台】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-98	第3 1 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) 2 派遣活動 (略) (9) <u>炊飯及び給水</u> (略)	第3 1 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) 2 派遣活動 (略) (9) <u>給食、給水及び入浴支援</u> (略)	防災基本計画との 整合を図るもの 【北海道】
	第3 2 節 広域応援要請計画 (略) 1 恵庭市 (1) 他の市町村長に対する応援要請 大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」(資料6 5) 及び市が協定する道内外の市町間との各種相互応援協定等(資料6 6～6 9) に基づき応援を要請する。 (略)	第3 2 節 広域応援要請計画 (略) 1 恵庭市 (1) 他の市町村長に対する応援要請 大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」(資料6 5) 及び市が協定する道内外の市町間との各種相互応援協定等(資料6 6～6 9) に基づき応援を要請する。 <u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。</u> (略)	
5-100			応援元との気候の違い等を踏まえた修正 【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5- 102	(新設) (略)	<u>6 防災関係機関</u> <u>防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。</u> <u>なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u> (略)	活動拠点の確保の 必要性について追 記【KDDI】
-----------	------------------------	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第6章 事故災害対策計画 (略) 第1節 航空災害対策計画 (略) 3 災害応急対策 航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 (ア) 発生地点が明確な場合 <pre>graph LR; 千歳警察署 --> 北海道警察本部; 発見者 --> 恵庭市消防本部; 恵庭市消防本部 <--> 石狩振興局地域政策課; 石狩振興局地域政策課 <--> 北海道; 北海道 --> 国消防庁; 恵庭市消防本部 --> 近隣消防機関; 近隣消防機関 --> 空港管理事務局; 空港管理事務局 --> 東京航空局空港管理事務所; 近隣消防機関 --> 当該空港運送事業者;</pre>	
6-2	第6章 事故災害対策計画 (略) 第1節 航空災害対策計画 (略) 3 災害応急対策 航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 (ア) 発生地点が明確な場合 <pre>graph LR; 千歳警察署 --> 北海道警察本部; 発見者 --> 恵庭市消防本部; 恵庭市消防本部 <--> 石狩振興局地域政策課; 石狩振興局地域政策課 <--> 北海道; 北海道 --> 国消防庁; 恵庭市消防本部 --> 近隣消防機関; 近隣消防機関 --> 空港管理事務局; 空港管理事務局 --> 東京航空局空港管理事務所; 近隣消防機関 --> 当該空港運送事業者;</pre>	組織名の修正【国 交省東京航空局】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

6-2	(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動） 注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 (略)	(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動） 注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 (略)	令和6年9月30 日を以て組織廃止 【国交省東京航空 局】
-----	---	---	--